

自ら飼料用米を使用する畜産農家の皆さまへ

飼料用米等の「用途限定米穀」は定められた用途以外に使用することが出来ません。

保管、使用時の取扱い(食糧法の遵守事項)



◎「はい票せん」の例

① 用途限定米穀は、定められた用途以外に使用してはならない。

② 用途限定米穀を保管するときは別棟又は別はいにして保管ロットごとに「はい票せん」を掲示して下さい。
(右欄、「はい票せん」の例を参照)

③ 紙袋などの包装に用途を表示する。
(右欄、「表示方法」を参照。)

④ 家畜に給与した記録を作成し保管して下さい。

注) 上記事項を遵守しなかった場合には、罰則が適用される場合があります。

用途: 飼料用米

種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稻うるち玄米	29		ななつぼし	合格	フレコン	ばら

年月日	摘要	受入	払出	在庫
29. 9. 10	収穫	5,000		5,000
29. 9. 15	収穫	3,000		8,000
29. 9. 20	収穫	2,000		10,000
29. 10. 3	破砕加工へ		1,000	9,000



- 表示の大きさは、外円直径30~40^{mm}、肉幅2~5^{mm}、肉色は青色又は緑色
- 包装、容器等の見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付、その他の方法により鮮明に表示

◎「給与記録簿」の例

用途: 飼料用

種類	年産	銘柄	包装	量目
破砕玄米	29		フレコン	ばら

単位: kg

月日	摘要	受入	払出	在庫
29. 10. 5	破砕玄米受入	1,000		1,000
29. 10. 10	給与		300	700
29. 10. 20	給与		300	400
29. 10. 31	給与		300	100

収穫後の生産数量と、その後の使用状況の報告が必要です。

別紙様式第4-13号
地域農業再生協議会長 殿
北海道農政事務所長 殿
平成 年 月 日
それそれ別紙に作成して提出
生産集出荷数量の報告(12月20日まで)
平成29年産新規需要米生産集出荷数量一覧表
需要に応じた米生産の推進に関する要綱(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記 (地域農業再生協議会: OO旬地域農業再生協議会)

取組番号	農業者名等	種別	当初出荷契約数量	単収	生産総量	出荷契約数量及び販売契約数量の変更			変更後出荷契約数量	Bを30kg未満に調整する等の変更後出荷契約数量	出荷(売)数量
						A作柄変動が生じた場合	B自然災害等により減収	C区分別管理方式の場合			
1	豊田太助	うるち	10,000	500	20,000				10,000		10,000
計	-	-	10,000	-	20,000	-	-	-	10,000	-	10,000

別紙様式第4-16号
平成 年 月 日
北海道農政事務所長 殿
自ら使用する農業者等
高松者等
住居氏名
OO市OO町OO番地
OO商事株式会社
代表取締役 OO OO
売渡実績数量の報告
四半期ごと、四半期の最終月の翌末日まで
新規需要米受払状況等報告書

記
第3 四半期(平成29年10月~平成29年12月)分【用途: 飼料用】
1 新規需要米の受払状況等 (単位: 実kg)

年度	品目	契約に対する購入状況			在庫状況					備考	
		契約数量	当期までの購入数量	取引残	前期からの繰越数量	当期購入分数量	当期使用数量	次期への繰越数量	使用数量		
29	玄米	15,001	10,000	5,001	0	10,000	8,000		2,000	7,001	
合計		15,001	10,000	5,001	0	10,000	8,000		2,000	7,001	

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

年度	品目	製造数量(a)	当期の製造量(c)		製造出荷数量(d)	次期への繰越量(e)
			前期からの繰越量(b)	新規需要米の使用量(f)		

※ 新規需要米を原料として製品を製造する場合は、製品の製造及び出荷の状況を記載してください

困ったことや、わからないことがあれば、「北海道農政事務所」にお気軽にご相談下さい。
連絡先: 北海道農政事務所 旭川地域拠点 担当 後藤田(ごとうだ)・栗本(くりもと)
TEL 0166-30-9303
FAX 0166-30-9305

飼料用米等を生産する農業者や、 集荷・販売等を行う皆さんへ！

飼料用米等は適正に流通してください！

定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通してください。

こんな行為は違反です！



- 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、



不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、これが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すと同時に、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- ・ 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- ・ その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられます。

措置対象者の範囲が
広がりました！

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。